

平成29年度

第4回 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成30年2月1日(木) 午後4時30分~

2 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

村田 雅彦 委員 半貫 光芳 委員 浜野 達哉 委員

山森 瞳美 委員 相良 利和 委員 大根田 博章 委員

鈴木 信次 委員

保険医・保険薬剤師代表

片山 辰郎 委員 北條 茂男 委員 長谷川 英一 委員

石崎 一郎 委員

公益代表

角田 充由 委員 増渕 一基 委員 塚田 典功 委員

大貫 隆久 委員 檜山 和子 委員 上野 元子 委員

笹川 陽子 委員

被用者保険代表

宮崎 務 委員 郷 孝夫 委員 関川 隆雄 委員

(以上21名)

4 欠席委員

保険医・保険薬剤師代表

小林 健二 委員 斎藤 公司 委員 金子 達 委員

(以上3名)

5 出席職員

保健福祉部長	酒井 典久	保健福祉部次長	川俣 浩
保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹	大島 誠司		
保険年金課長	小林 正典	保険年金課長補佐	石井 三士
管理グループ係長	関本 耕司	国保給付グループ係長	目黒 淳一
国保税グループ係長	中村 昇	収納グループ係長	小林 靖
滞納整理グループ係長	岩崎 豊弘	管理グループ総括	丸山 浩一
国保税グループ総括	高賀茂 泉	収納グループ総括	大友 治
滞納整理グループ総括	加藤 尚	管理グループ主任	新田 恭久
健康増進課長	篠原 順子	健康診査グループ係長	齋藤 順子

6 会議録署名委員

山森 瞳美 委員 北條 茂男 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 報告事項

・報告第1号 国民健康保険税に係る制度改正について

(2) 協議事項

・協議第1号 答申書(案)について

(開会 午後4時28分)

【事務局】 それでは定刻前ではありますが、ただ今から、平成29年度第4回宇都宮市 国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は保険年金課管理グループ係長の関本と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。はじめに、会議の定足数について御報告いたします。本協議会の定数は、24名であります。本日は、規則に定める、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を充たしておりますので、本会議が成立していることを、事前に御報告させていただきます。それでは、塙田会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

【会長】 委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日は、会議次第にありますように、報告事項と協議事項が1件ずつありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の前に、次第1の(1) 会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか2名を議長が会議に諮って定めることになっております。そこで今回は、山森委員と北條委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 (異議なしの声)

【会長】 御異議ございませんので、今回の会議録署名委員は、山森委員と北條委員にお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、会議次第に従いまして、進めて参ります。次第の2の(1)、報告第1号「国民健康保険税に係る制度改正について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。ただ今、事務局から国民健康保険税に係る制度改正についての説明がありましたが、ご意見・ご質問があればお願いします。

【会長】 よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

続きまして、次第の2の(2)、協議第1号「答申書（案）について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 ただ今、事務局から答申書（案）について説明がありました。

まず、資料の4ページですが、「答申に当たって」については、背景や経緯など、一般的な事項について書かれたものでありますので、この項については会長一任とさせていただきます。

次に5ページに書かれている項目の1から3までをお諮りしたいと思います。何かご意見・ご質問のある方はお願ひいたします。

【委員】 まず3の課税限度額についてですが、法律で改正され、それを受けた限額がどんどん上がってきたのが現状かと思います。本市においては、法改正が3月末のため、4月1日に間に合わず、これまで一年遅れで実施してきました。この文言を盛り込むことにより、今まで一年遅れだった賦課限度額について、追いつくように現年度に実施するということで、この3があるのでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、制度改正が現時点でされておらず、今後予定されているということになりますので、そういったことがされれば、本来その限額まで上げられるべきところ、センシティブな問題ということもありますので、宇都宮市の場合はこの運営協議会で十分にご協議いただいた上で上げるということで、例年通り、翌年度に検討するという考え方で盛り込ませていただいたところです。

【委員】 今までと変わらないということですね。昨年度に国で法改正がありましたので、一年遅れで上げますということを、翌年度の運営協議会で諮るということが、この答申の3というかたちで入っているわけですか。

【事務局】 その通りでございます。

【委員】 今までと変わらないことが、なぜ盛り込まれるのですか。

【事務局】 こちらにつきましては、基本的には変わらないということでもあるのですが、実際にこの運営協議会の場で、しっかりとご議論していただくということを、来年度行っていただくという根拠として、今回の答申書に盛り込ませていただいたという流れになります。

【委員】 法改正から一年遅れですが、今まで運営協議会で、賦課限度額を上げなかつたことはありましたか。

【事務局】 これまでも議論をいただいたうえで、その場の内容をもとに上げさせていただいております。

【委員】 なぜ今までと変わらないのに、これが入ってくるのかが分からないし、毎回言っていますが、他市の状況を見ると、賦課限度額については運営協議会に諮らないでも、法律が変わったことに従って蕭々と上げているところもあるわけですよね。本市は一年遅れで実施しているので、本来は課税できたのにできていない部分、それが収入として実際は入ったこととして見込まれて、国庫補助の事務費の部分がきていますから、若干かもしれないですが、一円でも多く徴収しようと言っている中で、宇都宮市は一年遅れがずっと続いているのですね。答申に盛り込むのであれば、この議論をきちんとして、制度改正をすれば良いのではないかですか。今年なぜ出てきたのか私には不思議でした。今議論したところで間に合いませんが、毎回これが出て、毎回変わらない。他市で自動的に法令通りに賦課限度額が上がるところと、そうでないところ、何市ありますかということを今までやったことがありますよね。制度が違うのか、保険料と保険税で違うのか、どのようなかたちなのか。このところそのような議論をしていないように思います。3についてはなぜ入っているのか、入れる意味があるのかということを、疑問に思っていただきたいです。

続いて2の最後のパラグラフについてです。税率の見直しの検討については、市長の専任事項で、市長がこの運営協議会に、答申を出してください、というかたちで諮問して、それを受けた運営協議会で税率の改定をたまたま2年に1度行ってきたところです。今の運営協議会のメンバーで2年後の税率の改定をするかどうかは分かりませんが、今回改定しなかつたけれども次は見直すということは、問題の先送りをしているようで無責任に感じます。税率の見直しは運営協議会でやるけれど、それは市長に答申を出すことであって、翌年どうされますかということを現状の問題を踏まえて運営協議会が開かれるわけですよ。運営協議会の形骸化だと思います。そういう意味では、このパラグラフの部分については運営協議会としての越権行為だと思いますし、3の項目については事務局を含め我々の怠慢だと思います。これで出すのは結構ですが、私にはあまり良い答申だとは思えません。

【会長】 ご意見として伺っておきます。前回までに議論をされたところでございますので、

これは参考として、来年度に引き継ごうと思います。ほかにありますか。

【委 員】 2の税率についての中で質問です。最後の段のところで、「2年後を目途に直近の状況に応じて、改めて税率の見直しを検討されたい。」とありますが、32年度に検討するという理解で正しいでしょうか。

【事務局】 こちらの解釈ですが、基本的には向こう2年間の税率については現行通りということで議論いただいたと認識をしている文面でございますが、今回2年後を見通しまして、現行通りという税率の設定をしましたが、納付金が毎年県から示されてくるという過程の中で、想定しえないような納付金が示された場合など、そういった時の状況を鑑みる必要があるということ、「直近の状況」というものが盛り込まれた文面となっております。

【会 長】 よろしいですか。ほかにございますか。

【事務局】 ただ今の件で少し補足させていただきますが、今回の答申にあたりましては、30年度・31年度の税率についてご検討いただいたということで、そのあと基本的には2年ごとの見直しを検討しているところでございますので、32年度の税率については、前年度である31年度に検討したいという内容が含まれているということで、ご理解いただきたいと思います。

【会 長】 ほかにございますか。今お二人からご意見をいただいたところですが、今回は原案のとおりでご了承いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

【委 員】 (異議なしの声)

【会 長】 御異議ございませんので、原案のとおりとさせていただきます。

それでは、答申書をとりまとめまして、今後、市長に対して答申を行いたいと思いますが、日程等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 市長への答申につきましては、2月9日を予定しております。会長から市長へ答申書を提出していただく予定でございます。また、委員の皆様には、市長への答申後に答申書の写しをお送りいたします。事務局からは以上でございます。

【会長】 只今、事務局から説明がありましたとおり、2月9日に、委員の皆様を代表いたしまして、市長に答申してまいります。

次に、議事の(2)「その他」に移ります。委員の皆様から、何かありますでしょうか。

【会長】 ないようですので、それでは、次に、大きな3の「その他」に移ります。委員の皆様からは何かありましたらお願いいいたします。事務局からは、何かありますか。

【事務局】 次回の会議開催について御案内いたします。次回第5回目の会議は、2月22日木曜日の午後4時30分から16階の中会議室にて開催いたします。後日、開催通知を送付いたしますのでご確認ください。事務局からは以上でございます。

【会長】 他にありませんか。

ないようですので、ここで改めまして、私から委員の皆様に一言ご挨拶をさせていただきます。このたび、国民健康保険税の税率の見直しという大変重要な市長からの諮問に対しまして、おかげさまで 答申ができるはこびとなりました。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、また、長期間にわたりご協力ご理解を賜り、スムーズな進行ができたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

今後も引き続き委員の皆様のご協力をいただきまして、当運営協議会としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願いいいたします。

これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。
では、事務局にお戻しいたします。

【事務局】 塚田会長、そして委員の皆様、本日は、ありがとうございました。

これで、平成29年度第4回宇都宮市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

(閉会 午後4時58分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 田嶋典功

委員 山森聰美

委員 北條茂男